

## 幕別町多職種連携 ICT ツール運用規定

### 第1条 目的

この規定は、十勝在宅医療・介護連携支援センター（以下「十勝連携センター」という。）が運用する、十勝広域連携センター・十勝医師会対象者情報共有ネットワークシステム（以下「十勝広域ネットワーク」という。）において、医療・介護職が情報共有・連絡するための多職種連携 ICT ツール（以下、「ICT ツール」という。）の安全かつ円滑な運用を図るとともに、ICT ツールによる情報共有の対象となる住民の医療・介護情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 運用の管理

幕別町は、十勝連携センターより「運用管理者」として登録を受けている。

十勝広域ネットワークは、十勝連携センターが ICT ツールによる情報共有を目的に構築したネットワークシステムであり、十勝広域ネットワークにおける運用の管理は運用管理者が行う。

### 第3条 利用者の定義

運用管理者の承認を得て、十勝広域ネットワークに参加するものを「利用者」とする。医療や介護を受けながら自宅で生活する住民を支援する医療・介護関係者、及び運用管理者が必要と認めるものを対象とする。

### 第4条 対象者の定義

ICT ツールによる情報共有の対象となる住民を「対象者」とする。医療や介護を受けながら自宅で生活する住民を対象とする。

利用者や運用管理者が ICT ツールによる情報共有が必要だと判断した場合に、本人・家族の同意を得たうえで、運用管理者が登録する。

### 第5条 運用管理者の責務

運用管理者の責務は次のとおりとする。

- 1 運用管理者は、利用者のアカウントを管理しなければならない。
- 2 運用管理者は、利用者が使用する端末について、台数・端末情報について管理しなければならない。
- 3 運用管理者は、十勝広域ネットワークが適正に使用されるよう、利用者に対して、必要な研修・説明をする。また必要に応じて支援状況を閲覧することで、適正に使用されているかを確認し、不適切な使用がある場合には、改善を求めることができるものとする。

## 第6条 運用管理者の業務

運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1 登録（新規・変更・中止）申請書の受付・受理・決定
- 2 アカウントの発行（変更・中止）手続きおよび通知
- 3 利用者の使用する端末への、電子証明書のダウンロード
- 4 十勝広域ネットワーク使用環境の整備
- 5 データベース管理（利用者の入力情報整理、対象者情報の入力・情報整理等）
- 6 対象者または利用者に対しての相談対応（問い合わせ窓口の設置）

## 第7条 利用者の責務

- 1 利用者が十勝広域ネットワークを使用する際は、本規定のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、十勝広域ネットワークを通じて入手した医療情報について、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び医療・介護支援以外の目的のために使用してはならない。
- 3 利用者は、十勝広域ネットワークに接続する端末に、セキュリティを維持するためのウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新しなければならない。
- 4 利用者は、十勝広域ネットワーク使用時に生じた問題を運用管理者へ報告する義務を負う。
- 5 端末機等から離れる際は、ログアウトすること。
- 6 各出入力帳票の保管及び破棄に当たっては、診療情報等の保護に細心の注意を払うこと。
- 7 診療情報等が表示されている画面、出力帳票又は個人情報データを、許可なく第三者に開示してはならない。
- 8 利用者の退職及び異動によりアカウントを使用しなくなった場合、またはアカウントの利用者に変更が生じた場合は、ただちに運用管理者に届けること。

## 第8条 端末機等の管理

利用者は、十勝広域ネットワークにアクセスする端末を適正に管理し、円滑な運営に支障を及ぼさないよう以下を遵守すること。

- 1 端末機の記憶装置内に格納（インストール）されているプログラム（以下、「プログラム」という。）を改変しないこと。
- 2 プログラムの使用条件を遵守すること。
- 3 携帯用端末（タブレット型パソコン、スマートフォン）で十勝広域ネットワークに接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分配慮すること。また、端末起動時にパスワード認証を設定すること。

## 第9条 真正性の確保

利用者は、十勝広域ネットワークへの医療情報を含む診療情報等の作成及び保存に際して、十

分に入力内容が正しいことの確認を行うとともに、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する作成責任を負うものとする。

#### 第10条 医療・介護情報の使用と対象者同意

- 1 運用管理者が管理対象とする対象者の医療・介護情報（以下「医療・介護情報」という。）は、十勝広域ネットワークを介して送受信される全ての個人情報とする。
- 2 十勝広域ネットワークを使用して医療・介護情報を共有する場合は、別記第2号様式により対象者の同意書がなければならない。
- 3 医療・介護情報を十勝広域ネットワークで使用できるのは、対象者からの同意があった利用者に限る。ただし救急搬送等の緊急の場合には、対象者の同意を得ていなくても、例外的に情報を閲覧・利用することができるものとする。この場合、利用後に運用管理者に報告すること。

#### 第11条 十勝広域ネットワークで取得した情報の取り扱い

十勝広域ネットワークで取得した情報の取り扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 原則として閲覧している利用者および機関に管理責任は帰属する。
- 2 十勝広域ネットワークで取得した情報は、各機関における記録の一部であるという認識を持ち、各機関の記録と同じように慎重に扱わなければならない。
- 3 十勝広域ネットワークで取得した情報は、対象者またはその家族に説明用として紙で渡したり、または学術目的で使用する場合は、対象者またはその家族に別途同意を得たうえで、匿名化を条件に使用することができる。

#### 第12条 利用者のアカウント及びパスワード管理

利用者は、次に定めるところにより、アカウント及びパスワードを適正に管理しなければならない。

- 1 自己のアカウント及びパスワードは、自らの責任において厳重に管理すること。
- 2 自己のアカウント及びパスワードを他の者に知られたとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに運用管理者への報告を行い、必要な指示を受けること。

#### 附 則

この規定は、令和4年5月16日から施行する。